

平成 21 年 7 月 24 日

法務局オンライン申請システム(仮)について

日本土地家屋調査士会連合会

オンライン登記推進室

1 法務局オンライン申請システム(仮)の注意事項及び特記事項

(1) 名称の変更

新システムの名称について、「新オンライン登記申請システム」から「法務局オンライン申請システム(仮)」に変更した。今後、変更の可能性がある。

(2) オンライン申請ソフトウェア(仮)について

ヘビーユーザー向けにオンライン申請ソフトウェア(仮)（以下「申請ソフト」という。）を開発し、事前準備は申請ソフトのインストールのみとする。

申請ソフトによって、申請書作成、送信前準備(申請書への電子署名等)、申請書送信、状況確認の一連の作業を行う。

メーラーをイメージした画面構成となっており、メイン画面において、全申請の処理状況等が確認できる。

オフライン起動を可能とし、受付システム稼働時間外の作業を可能とする。

受付番号のお知らせについては、上部に受付番号、下部に申請書情報を記載し、申請内容が分かるようにする。

詳細検索画面によって、検索を容易にする。登記所をリストから選択することも可能であるが、統廃合された登記所について最新の情報が反映されていない場合、直接入力する。

電子署名をローカルで行うことができる(受付システム稼働時間外に電子署名を行うことができる)。現在は JAVA アプレット読み込みのため電

子署名に時間がかかる場合があるが、ローカルで行うことによって電子署名を早く行うことができる。また、複数の申請に対して一回で電子署名を行うこともできる。

書き出し機能を利用し、電子署名付与データを書き出して、別の代理人等へ渡すことができる。当該機能を利用することで、複数代理人の電子署名が容易となる。(現在のソフトウェアによっても可能であるが、かなり複雑で困難な方法であり、利用されることは少ない。)

オンライン起動でログインすると、申請ソフトが自動的にバージョンアップされる。

申請ソフトを利用しての乙号申請も可能である。

JAVA を使用しないで、Microsoft.NET Framework (マイクロソフト ドットネット フレームワーク)を使用することから、Windows OS を推奨する。

(3) Web による乙号申請 (かんたん証明書請求(仮)) について

Microsoft の Web ブラウザである Internet Explorer (IE) を推奨する。Firefox については、動作確認のみとする。

かんたん証明書請求(仮)を利用する場合も、ユーザー登録は求める予定である。

画面上部に現在作業画面を表示し、作業内容を分かり易いようにする。

(例) 手続内容入力 納付情報入力 送信確認 送信結果

物件情報入力方法の選択 物件情報の入力 送付先情報の入力

2 質問

(1) フォルダ管理はどのように行うのか。

現在は、利用者が予めフォルダを作成する必要があり、フォルダ管理も利用者が行っている。法務局オンライン申請システム(仮)においては、メーラーをイメージした申請ソフトを利用するため、メーラー利用時は受信メール等の受信ボックス内の一覧から当該メールを選択して開き、受信メール等の保存先を気にすることがないように、メイン画面から当

該申請を選択して開くため、保存先を気にする必要はなく、フォルダ管理の必要はない。

- (2) 登記完了証を複数発行することは可能か。

現在のところ、登記完了証を複数発行するように開発していない。

- (3) 受付システム稼働時間終了後も、申請システムを起動した際、最新の処理状況を反映することはできないか。例えば、受付システム稼働時間終了後は、受付システム稼働時間終了時の処理状況を、申請システムに送信する等の手段は可能か。

受付システム稼働時間終了後に処理状況を反映するように開発することは困難である。必要性が大きい場合、検討させてほしい。

- (4) 申請システムのお知らせ等を携帯電話等に転送する機能を付加し、携帯電話等で受信したお知らせ等を窓口において提示して受領することは可能か。

現在のところ、考えていない。必要性が大きい場合、検討させてほしい。

- (5) 書式の登録画面を作成し、書式を読み込むことはできないか。

書き出し及び再読み込み機能を利用させていただきたい。

3 新オンライン登記申請システム骨子案に対する意見について

新オンライン登記申請システム骨子案に対する意見募集が行われ、日調連においては平成 21 年 6 月 29 日に意見を提出した。骨子案及び日調連の意見に対する法務省の意見は、次のとおりである。

項 1：日本土地家屋調査士会連合会が発行する電子証明書の利用に影響がないようにお願いしたい。

対応する。

項 2：申請情報への電子署名と同様の方法を採用することで、SignedPDF 及び XML 署名ツールを利用することなく、添付情報（PDF、XML、TIFF ファイル）へ電子署名の付与が可能になることを要望する。

対応は難しい。これまでどおり、電子署名を付与した添付情報を添付して申請していただきたい。

項 3：項 2 の要望が無理な場合にも、現在利用している SignedPDF 及び XML 署名ツールの利用に影響がないようお願いしたい。

対応する。

項 8：連件数については、50 件で概ね問題ないと思うが、区分建物の場合、個別に登記完了証が必要であるという理由から、ほとんどの場合に、連件申請がされており、別途考慮が必要と考える。例えば、区分建物の場合は専有部分毎に登記完了証を提供することはできないか。

連件数については最大 50 件を想定していたが、最大 100 件に変更した。

また、区分建物の場合、最大連件数を定めてシステム上の対応を行うことは困難であることから、登記所において個々に対応するように、今後調整したい。

例えば、連件数 100 件を超える場合に、「管轄登記所にご相談ください」等のメッセージによって、利用者が事前に登記所に連絡し、登記所において連件にするような対応を考えている。